



# 障がい児家庭への支援

障がいのあるお子さんを支える福祉サービスがあります。

## 福祉サービスについて

### 特別児童扶養手当

重度の障がいのある20歳未満のお子さんを養育している方に支給します。  
ただし、児童福祉施設等に入所している場合は対象となりません。

**支給額** おおむね身体障がい者手帳の1・2級又はIQ35以下…月額53,700円  
おおむね身体障がい者手帳の3級と4級の一部又はIQ50以下…月額35,760円

**所得制限** あり

**お問合せ先** 障がい福祉課 TEL 34-6751

### 障がい児福祉手当

重度の障がいがあるために、日常生活において常時介護を必要とする20歳未満のお子さんに支給します。  
ただし、障がい児入所施設等に入所している場合は対象となりません。

**支給額** おおむね身体障がい者手帳の1・2級かつIQ35以下…月額22,120円  
おおむね身体障がい者手帳の1・2級又はIQ20以下…月額16,370円

**所得制限** あり

**お問合せ先** 障がい福祉課 TEL 34-6751

### 自立支援医療(育成)給付

身体に障がいがある又はこのまま放置すると将来障がいを残すと認められる場合で、確実に治療効果の期待できる疾患(詳しくはお問合せください)にかかっている18歳未満のお子さんに医療費を給付します。所得制限があります。  
治療開始前に申請が必要です。

**お問合せ先** こども家庭課 TEL 34-6636

### 心身障がい者医療費助成

身体障がい者手帳おおむね1～3級の方、療育手帳A、B判定の方、自閉症状群と診断された方が病院等で受診したとき、医療費の自己負担分が無料になります。

愛知県内の医療機関で利用できますが、県外で受診された方は別に払い戻しの手続が必要です。

ただし、小学校入学後のお子さんが対象となります。

未就学児及び自閉症状群と診断された小中学生は、子ども医療費助成の対象となります。

**お問合せ先** 福祉医療課 TEL 34-6743

### 産科医療補償制度について

お産に関連して重度脳性まひとなり、所定の要件を満たした場合に、お子様とご家族の経済的負担を速やかに補償するとともに、脳性まひ発症の原因分析を行い、同じような事例の再発防止に役立つ情報を提供することなどにより、産科医療の質の向上などを図ることを目的とした制度です。

補償の対象に認定された場合、一時金と分割金をあわせ総額3,000万円の補償金が支払われます。詳細については、運営組織である(公財)日本医療機能評価機構の産科医療補償制度ホームページを参照いただくか、お産した分娩機関又は下記専用コールセンターにお問合せください。

なお、補償申請できる期間は、お子様の満1歳の誕生日から満5歳の誕生日までです。

(ただし、極めて重症であって、診断が可能となる場合は、生後6か月から補償申請可能です。)

産科医療補償制度ホームページ<http://www.sanka-hp.jcqh.or.jp/>

**お問合せ先** 産科医療補償制度専用コールセンター TEL 0120-330-637

受付時間 午前9時～午後5時(土日祝日・年末年始除く)

妊娠・出産・子育てスタート

医療機関を利用する

子どもの健康

子育て講座・教室

子育てサークル

子どもをあずける

子育てを応援する施設

気になる相談はこちらへ

障がい児家庭への支援

ひとり親家庭への支援

子育てお役立ち情報

子育て支援マップ